

令和8年竹田市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和8年3月6日(金) 午後2時00分～午後2時30分

2. 場 所 竹田市役所 2階庁議室

3. 出席委員 11名

1番 山本昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀

4. 欠席委員 2名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：馬場勇二、中村美智子 係長：伊藤慎弥
農政課主任：甲斐航平

6. 議事

議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 13件

議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について(公社へ所有権移転) 1件

議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 8件

議案第16号 非農地証明について 3件

副会長

あいさつ

局長

只今の出席委員数は11人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から令和8年竹田市農業委員会第3回総会を開会いたします。本日の議事日程は、タブレットに配信してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は6番 児玉淳一委員、7番 坂本大蔵委員の両名を指名いたします。

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第5号について報告します。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が3件ありましたので報告します。続いて報告第6号について報告をします。農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が9件ありましたので報告します。次に、利用状況調査に基づく非農地の認定が48件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく農用地利用集積計画等促進計画案に対する農業委員会の意見について 13件

議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の要請について（公社へ所有権移転） 1件

議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 8件

議案第16号 非農地証明について 3件

以上25案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第13号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。なお議案第13号は議事参与の制限により、分割して質疑、採決を行います。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 甲斐主任

議案第13号は農地中間管理事業により土地所有者である貸出人から大分県農業農村振興公社を介し、借り受け人へ権利の設定を行うものです。

議長

最初に8番を審議します。5番 秦志喜男委員は一時退席をお願いします。

(秦委員退席)

議長

議案第13号の8番の説明を、事務局に求めます。

農政課 甲斐主任

貸付調書9ページ、8番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

議長

只今、議案第13号の8番について担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第13号の8番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第13号の8番については、これを承認することに決定します。

議長

5番 秦志喜男委員はご着席ください。
(秦委員着席)

議長

続いて1番から7番、9番から13番について説明をお願いします。

農政課 甲斐主任

貸付調書1ページ、1番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書2ページ、2番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書3ページ、3番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書4ページ、4番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書5ページと6ページ、5番の案件は、7人の貸出人から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書7ページ、6番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書8ページ、7番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書10ページ、9番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、10年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書11ページ、10番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、10年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

貸付調書12ページ、11番の案件は、〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書13ページ、12番の案件は〇〇〇〇から認定農業者である〇〇〇〇へ、5年間の貸貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者である」です。

貸付調書14ページ、13番の案件は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ、5年間の使用貸借による権利の設定です。選定理由は「当該農地に係る農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるもの」です。

議長

只今、議案第13号の1番から7番、9番から13番について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第13号の1番から7番、9番から13番について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第13号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の甲斐主任は退席してください。ありがとうございました。

(14時08分)

議長

再開します。議案第14号大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第14号の案件は、所有者が離農を希望しており近隣で規模拡大を図っている農家に農地を譲るため、大分県農業農村振興公社へ所有権を移転するものです。

議長

只今、議案第14号について事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第14号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第14号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、議案第15号は議事参与の制限により分割して質疑、採決を行います。

議長

最初に6番を審議します。8番 上野委員は一時退席をお願いします。議案第15号の6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町仏面字関屋〇〇〇〇外3筆 田4筆 合計面積10,822平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5,172平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第15号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具はトラクター5台・田植機1台・耕うん機2台・その他所有しており、稲作、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと

思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第15号の6番について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第15号の6番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第15号の6番については、これを承認することに決定します。

議長

8番 上野一男委員はご着席ください。
(上野委員着席)

議長

続いて1番から5番、7番と8番について説明をお願いします。

事務局

議案第15号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字挾田字谷〇〇〇田1筆 面積550平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5,706.56平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第15号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字岩本字中畑〇〇〇〇外9筆 田8筆 畑2筆 合計面積3,639平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は5,568平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第15号の2号の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター1台・田植機1台・耕うん機1台・運搬機・草刈り機を所有しており、野菜・果樹かぼす中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えまます。

議長

3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字田井字赤田無〇〇〇〇外1筆 畑2筆 合計面積614平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は3,740平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第15号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台・その他草刈り機を所有しており、稲作・はちみつ養蜂中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えまます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市次倉字小ソノ〇〇〇〇外3筆 田4筆 合計面積5,985平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は23,986平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第15号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・田植機1台・管理機1台・草刈り機1台所有しており、稲作・しいたけ中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字塚ノ前〇〇〇〇 田1筆 面積4,606平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は28,373平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第15号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター4台・田植機1台所有しており、稲作・野菜・畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

次に7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字稼倉〇〇〇〇外4筆 田5筆 合計面積6,468平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は6,468平方メートルです。

議長

7番の調査は私が行いましたので報告します。

11番 工藤明秀委員

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・草刈り機1台所有しており、稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の8番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字下田北字神浦〇〇〇〇 畑1筆 面積309平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は8,772平方メートルです。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

議案第15号の8番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。この農地は父親がかなり前に購入したものの登記漏れだ

ったとのことでした。

議長

只今、議案第15号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第15号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第16号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第16号1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字太田字姿〇〇〇〇外2筆 登記地目 田2筆 畑1筆 合計面積1,401平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和49年に相続しましたが市外に住んでおり農地としての管理ができず、〇〇〇〇には昭和60年頃に親戚が建てた建物があり、〇〇〇〇と〇〇〇〇は原野化しています。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は宅地と原野になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号2番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字太田字姿〇〇〇〇外1筆 登記地目 田1筆 畑1筆 合計面積156平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和49年に相続しましたが、県外に住んでおり農地としての管理ができず現況は原野となっています。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現況は原野になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第16号3番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市直入町大字長湯字稼倉〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積69平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成14年に前所有者が建物を建てた時に駐車場として整地し現在に至っています。

議長

12番 後藤恵美子委員が欠席ですので事務局に調査報告をお願いします。

事務局

後藤委員から報告を受けていますので3番の案件の調査報告を読み上げます。現地確認の結果、現況は雑種地になっています。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第16号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第16号について、非農地証明書を発行することにご異議な

いはは挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第16号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和8年竹田市農業委員会第3回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時30分)